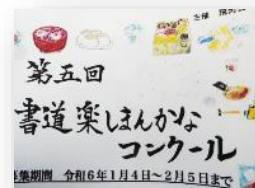


# 就労移行支援事業

## 書道楽しまんかなコンクール



今年も「書道楽しまんかなコンクール」に心のくともる書き初めを出品しました。年代別で部門が分かれており、私たちは第3部（16歳以上）に出品しました。全部門合計57点の作品の応募の中、作業所からは3名の方が入賞されました。審査員の方の講評と共に作品をご紹介します。

### 稲田さん 講評

筆の運び、筆圧、大きさから気合いを感じました。ところどころある濁筆がより気迫を感じます。曲線と直線のバランスがとても良いです。点のような部分が厚みを出すなどして工夫すれば更に良くなると思いました。目標に向かって頑張ってください☆



### 和田さん 講評

「笑」の字が、テケテケと走っていくような、そんな動きを感じる作品ですね。線の太さもずしりとしていて見応えがあります。見れば見るほど味がある楽しい作品ですね。笑いあふれる空間を作り出してくれる、パワーのある作品です。



### 袁輪さん 講評

書き初めの楽しいところを見事に表現している作品ですね。「一」にせず、「〜」にするとセンスが素敵です。自由な書、見た人が自然と微笑む書は本当に素敵です。丸みのある書体が可愛らしいです。審査員一同、楽しみながら拝見させていただきました。



3月末には2名の訓練生が卒業し、令和6年度は7名でスタートしました。皆さんの目標を紹介します。

- ・Nさん：就職する。
- ・Kさん：いろいろなことを覚えて、成長できるように頑張りたいです。
- ・Sさん：報告・連絡・相談を頑張りたい。
- ・Yさん：体力をつけて就職先を見つける。
- ・Iさん：就職したい。
- ・Hさん：就活をがんばる。
- ・Mさん：免許を取る。

Mさん

Yさん



吉城特別支援学校卒業生  
社会人1年目！  
これから一緒に頑張りましょう



# 就労継続支援B型事業



月に1回、『あじさい会』という余暇活動を実施しています。皆さんこの日を楽しみに、日々の訓練に励んでいます！

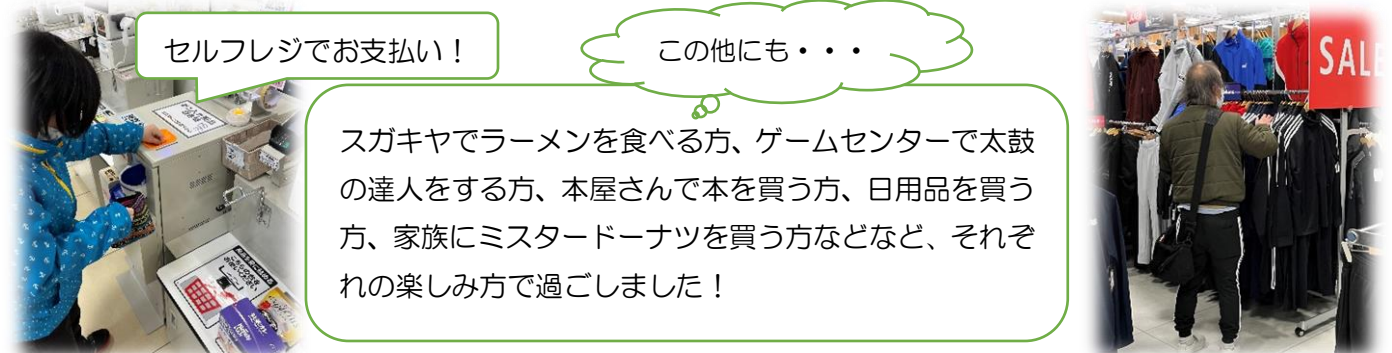
## 【1月：ボーリング in フレイビー】



ストライク！！

## 【2月：買い物の会】

大好評の買い物の会！今回はフレスポとルビットタウンに行きました。



セルフレジでお支払い！

この他にも・・・

スガキヤでラーメンを食べる方、ゲームセンターで太鼓の達人をする方、本屋さんで本を買う方、日用品を買う方、家族にミスタードーナツを買う方などなど、それぞれの楽しみ方で過ごしました！

## 【3月：カラオケ in リラックス】

みんなで大熱唱！久々のカラオケでとても盛り上がりました！



## ◆◆◆R6年度 自主製品販売バザーの予定◆◆◆

高山市役所 福祉のお店 予定

4月26日（金）、6月25日（火）、7月24日（水）

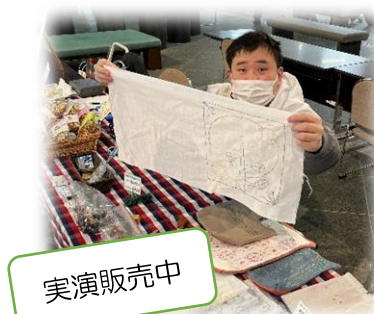
11月26日（火）、2月21日（金）

その他

5月12日（日） けさやま菴マルシェ（丹生川町 千光寺）

この他にも、地域で行われるマルシェやお祭りにどんどん出店していく予定です！ぜひお越しください！！

## 3月福祉のお店 in 市役所



実演販売中

## ♡ 新スタッフ紹介 ♡



名前 柳 遥 (やなぎ はるか)  
趣味 コーヒー・紅茶に合わせたスイーツの  
時間とマンガ・アニメが大好きです！  
オススメはヒロアカ

日々、感謝の気持ちを忘れず、働く喜びを皆  
さんと一緒に感じていきたいです。

# 青空通信

NPO 法人 ウェルコミュニティ飛騨 青空作業所  
高山市山口町 1297-1 0577-35-1559  
<https://www.welcom-aozora.com/>  
令和6年 4月 19日発行 第60号

理事長挨拶

柏木 真司

## 災害対策

新年度を迎えるにあたって、事業継続計画(自然災害対応ならびに感染症対応)の見直しを行い、今年度の取り組みとして、災害時の必需品(食料品、看護・衛生品、日用品、災害用備品)リストのメンテナンス、保険内容の再検討、緊急時の手元資金の準備、平時から施設内の衛生環境整備などを課題と考え改善に取り組むことにいたしました。今年だけで終わることなく年度ごとに見直しを行ってまいります。

日頃よりウェルコミュニティ飛騨 青空作業所の活動に対し、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。今年の高山祭は両日天候に恵まれ、桜満開の中盛大に開催されました。来訪者数もコロナ前以上とのことであり、まち全体に活気が戻ってきたように感じます。

さて、令和6年度は障害者総合支援法の報酬改定が実施され、新規事業も提示されました。そこで私が気になるのは、所定労働時間10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者が雇用率に算定されることです。

この背景には長時間就労が難しいとされる精神障がい者の雇用機会の拡大を図ることがあるのは理解できますが、重度知的障がい者にまで対象が広がったことには疑問があります。重度知的障がいの判断は、手帳の等級のみではなく、障害者職業センターの重軽度判定によっても行われます。私の経験からすると20時間以上働ける力のある方であっても「重度」に該当するケースが多くみられます。

このことから懸念されるのは、20時間以上働ける力のある知的障がい者が、「重度」の判定を受けたことにより、企業都合により20時間未満の雇用になってしまうのではないかということです。企業は10時間以上20時間未満雇用で雇用率 0.5 をカウントできます。今までならば重度知的障がい者一人を20時間以上30時間未満で社会保険に加入した形で雇用し、雇用率 1.0 をカウントしていたところをこれからは10時間以上20時間未満の雇用で二人雇用して社会保険に加入せずに雇用率 1.0 をカウントできます。企業の経済的負担を考えれば後者の方がメリットがあるのではないのでしょうか。

今回の短時間雇用が最近話題となった障がい者雇用代行ビジネスのように雇用率がらみの社会問題とならないよう、その動向に注視していきたいと思えます。



## 隠岐の島へ出張

柏木 真司

皆さんは、島根県の隠岐の島をご存じでしょうか。松江からフェリーに乗船して2時間少々で到着します。この隠岐にハローワークの出張所があることから年に何回かは出張することがありました。私は船酔いしやすいため、この隠岐への出張は正直、気が重いものでした。それでも覚悟を決めて一泊二日の予定で隠岐へと向かいました。フェリーの畳敷きの客室にはいたるところに洗面器が置いてあり、これは私の恐れていることを容易に想像させる光景でした。幸い行きは天候にも恵まれ、あまり揺れることもなく快適に向かうことができました。

隠岐に着いてから午後にはハローワークを訪問し仕事を済ませ、夜は居酒屋でおいしい魚と酒で楽しい時間を過ごしました。ところが翌日の日本海は波が高く、帰りの船が止まってしまいました。「まあ、こんなこともあるだろう」とその日の宿を押さえて、一日をぶらぶらして過ごしました。しかし翌日になっても高波は収まらず船は出ず。そして次の日も。なんと4日間、私は隠岐に足止めを食らってしまいました。

島根県に赴任しなければ、隠岐の島に行くこともおそらくなかったと思います。そして、何もすることがなく、ぼんやり過ごした隠岐のことは、良くも悪くも忘れられない思い出となりました。

(第10回 終わり)